

## 新入会員入会規定

(入会の所定手続き)

第1条 本青年部の会員としての入会は、以下に定めるところによる。

1. 入会を希望する者は、現会員の1名以上の推薦者を必要とする。
2. 推薦者は、入会希望者の所定の推薦書及びプロフィール書を原則として入会希望者が入会を希望する前月の20日までに事務局に提出しなければならない。
3. 入会希望者は、入会を審議する役員会の前に三役立ち会いのもと、推薦者同伴で面接を受けなければならない。
4. 役員会は、前項の書類及び面接結果に基づき入会を審議し、出席役員の過半数の賛成をもって入会を決定する。
5. 役員会で入会が承認されたならば、入会者は速やかに、入会申込書、入会誓約書を事務局に提出し、入会金及び年会費を納入する。
6. 会長は、提出された書類の完備及び入会金、納入状況を確認した上で例会において新入会員承認式を行う。

### 附 則

1. 本規定は、平成12年4月から実施する。